

伊東市における海洋散骨に係る指針

平成 28 年 2 月 1 日

伊 東 市

1 目的

海洋散骨を行う者に対して、本指針の遵守を要請することにより、海洋散骨の適正化を図り、もって公衆衛生、国民の宗教的感情、利用者の保護、経済的影響等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないことを目的とする。

2 基本的な考え方

近年、墓地へ埋葬する方法のみならず、自然葬と呼ばれる散骨等の方法も見られるようになり、葬送に対する考え方が多様化してきている。

本市において、地表等での散骨事業については、「伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例」での対応が考えられるが、漁場や航路を避け、陸地から数キロメートル以上離れた海上へ粉末化した遺骨をまく海洋散骨に関しては、法的にも明確に規定されているものではない。

しかしながら、海洋散骨については、社会的な規範が何らない無秩序な中で行われるのではなく、一定の社会的規範が必要であること、また、公衆衛生上の問題、国民の宗教的感情への適合、利用者の保護等の観点から、公共の福祉に支障を生じさせないよう相当な節度を持ったものであることなどに留意する必要がある。また、国際観光温泉文化都市として、自然景観の美しさだけでなく、温泉や魚介類、海水浴、スキューバダイビングなど、海の魅力も伊東への来訪目的になっている。

こうした中で、海洋散骨によって本市の社会的な評価が毀損し、風評被害等が生じた場合には、その経済的打撃は大きく、市民生活に多大な影響が生じることが考えられる。

このようなことから、市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブルの防止、市民や別荘所有者、観光客が抱く本市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止の観点から、現時点で必要と考えられる内容について「伊東市における海洋散骨に係る指針」を定めるものである。

3 適用範囲

海洋散骨を行う者及び事業者に適用する。

4 遵守を要請する事項

- (1) 伊東市内の陸地から6海里（約11.11km）以内の海域で散骨しないこと。
- (2) 環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラスその他の人工物）をまかないこと。
- (3) 宣伝・広報に関し、「伊東沖」、「伊東市の地名」など、「伊東」を連想する文言を使用しないこと。
- (4) その他「1 目的及び2 基本的な考え方」を踏まえて、十分な配慮をすること。

以 上